



栃木県公報

平成30年
3月28日(水)
号外
第17号

目次

規 則

- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の制定…………… 1
- 栃木県がん対策推進協議会規則の制定…………… 2
- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 3
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正…………… 8

規 則

栃木県規則第六号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年栃木県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(専ら職務に従事する介護職員)

第三条 条例第四条第四項ただし書の規則で定める介護職員は、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この条において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員とする。

(専ら職務に従事する介護支援専門員に関する特例)

第四条 条例第四条第五項ただし書の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める職務は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める職務とする。

- 一 介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合 当該介護医療院の他の職務
- 二 医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下同じ。）の職務に従事する場合であつて当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合 当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務

(従業者の配置に関する特例)

第五条 条例第四条第一項第二号、第四号、第五号及び第七号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師又は理学療法士等 併設される医療機関が病院の場合にあつては、当該病院の薬剤師又は理学療法士等により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除して得た数以上
- 三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

(重要事項説明書の提供方法)

第六条 条例第七条第二項（条例第五十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法（以下「電磁的方法」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七条第一項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

（重要事項の提供に係る承諾）

第七条 介護医療院は、条例第七条第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 電磁的方法のうち介護医療院が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（管理者による管理に関する特例）

第八条 条例第二十六条ただし書の規則で定める職務は、次のとおりとする。

- 一 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務
- 二 サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢対策課）

栃木県規則第七号

栃木県がん対策推進協議会規則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県がん対策推進協議会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、栃木県がん対策推進条例（平成三十年栃木県条例第四号）第二十一条第七項の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第二条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第四条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員(前条第一項の規定により専門委員を置く場合にあつては、委員及び専門委員。以下この条において同じ。)は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて協議会の議決とすることができる。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員(第三条第一項の規定により専門委員を置く場合にあつては、委員及び議事に関係のある専門委員。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第一項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(健康増進課)

栃木県規則第八号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2 (第12条関係) 1 栃木県産業技術センター (1) 機械加工機器類		別表第2 (第12条関係) 1 栃木県産業技術センター (1) 機械加工機器類	
名 称	使 用 料	名 称	使 用 料
略		略	
二軸エクストルーダー	略	二軸エクストルーダー	略
		<u>包あん機</u>	<u>1時間につき</u> <u>420円</u>

略

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
遠心分離器	略
回転式蒸気二重釜	1時間につき 670円
略	
乾熱滅菌器	略
急速冷凍装置	1時間につき 190円
高压滅菌器	略
高温高压レトルト殺菌機	1時間につき 1,700円
小型蒸煮缶	略
小型真空ガス包装機	1時間につき 100円
搾汁機	1時間につき 90円
略	
破碎機	1時間につき 80円
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
レオメータ	略
レーザードップラー振動計	1時間につき 370円

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料

略

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
遠心分離器	略
略	
乾熱滅菌器	略
高压滅菌器	略
小型蒸煮缶	略
略	
バイオリクター装置	1時間につき 930円
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
レオメータ	略

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料

X線CT三次元測定機	1時間につき	6,500円
略		
金属顕微鏡	略	
略		
変位計	略	
略		

(5) 電磁気特性測定機器類

名 称	使 用 料	
略		
イミュニティシステム	略	
音響解析システム	1時間につき	390円
略		

(6) 分析機器類

名 称	使 用 料	
略		
ガスクロマトグラフ質量分析計（熱分解用）	略	
略		
自動滴定装置（pH用電極）	略	略

X線CTスキャン	1時間につき	6,120円
略		
金属顕微鏡	略	
工具顕微鏡	1時間につき	370円
略		
変位計	略	
マイクロフォーカスX線透視検査装置	1時間につき	4,870円
略		

(5) 電磁気特性測定機器類

名 称	使 用 料	
略		
イミュニティシステム	略	
略		

(6) 分析機器類

名 称	使 用 料	
略		
ガスクロマトグラフ質量分析計（熱分解用）	略	
カルボン酸分析計	1時間につき	1,500円
略		
自動滴定装置（pH用電極）	略	略

脂肪酸分析システム	1時間につき	1,010円
略		
窒素蒸留滴定装置	略	
窒素・タンパク質測定装置	1時間につき	3,560円
略		
分光光度計	略	
ペプチド分析システム	1時間につき	960円
有機酸分析システム	1時間につき	1,530円
略		

(7) 環境試験機器類

名 称	使 用 料	
建材耐久試験装置	略	
恒温恒湿装置（食品用）	1時間につき	390円
食品劣化加速装置	1時間につき	170円
略		
電子機器用試験槽	略	
光照射付恒温恒湿装置（食品用）	1時間につき	770円
複合環境試験装置	略	
冷熱衝撃試験機	1時間につき	2,670円

(8) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料	
EMI抑制設計支援システム	1時間につき	980円

略	
窒素蒸留滴定装置	略
略	
分光光度計	略
略	

(7) 環境試験機器類

名 称	使 用 料	
建材耐久試験装置	略	
略		
電子機器用試験槽	略	
複合環境試験装置	略	

(8) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料	
略		

大判プリンタ	略
略	

- (9) 略
 2～4 略
 5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター
 (1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
高速度微粉碎機	1時間につき <u>220円</u>
略	
ジョウクラッシャー	1時間につき <u>500円</u>
真空土練機	<u>1時間につき</u> <u>100円</u>
スタンパー	<u>1時間につき</u> <u>40円</u>
略	
石こう真空かくはん機	1時間につき <u>100円</u>
略	
ディスク型振動ミル	略
電動ロクロ	<u>1時間につき</u> <u>10円</u>
トロンミル	略
フィルタープレス	<u>1時間につき</u> <u>540円</u>
ポットミル	<u>1時間につき</u> <u>30円</u>
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	

大判プリンタ	略
略	

- (9) 略
 2～4 略
 5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター
 (1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
高速度微粉碎機	1時間につき <u>140円</u>
略	
ジョウクラッシャー	1時間につき <u>40円</u>
略	
石こう真空かくはん機	1時間につき <u>50円</u>
略	
ディスク型振動ミル	略
トロンミル	略
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	

超高速昇温電気炉	略
電気窯	1時間につき 210円
略	

(3)・(4) 略
(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
X線回折装置	1時間につき 830円
小型蛍光X線分析装置	略
略	

(6) 略

超高速昇温電気炉	略
略	

(3)・(4) 略
(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
小型蛍光X線分析装置	略
略	

(6) 略

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に許可を受けて、栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則に規定する機器を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木県規則第九号

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則（平成十五年栃木県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1～6 略</p> <p>7 非破壊検査</p> <p>(1) X線透視検査（マイクロフォーカス）</p> <p>イ 一試料につき十分間まで <u>九千四百五十円</u></p> <p>ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとく <u>三千四百二十円</u></p> <p>ハ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>8 略</p>	<p>別表</p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1～6 略</p> <p>7 非破壊検査</p> <p>(1) X線透視検査（マイクロフォーカス）</p> <p>イ 一試料につき十分間まで <u>五千五百五十円</u></p> <p>ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとく <u>二千二十円</u></p> <p>ハ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>8 略</p>

9 精密測定

(1)・(2) 略

(3) 形状測定

イ 略

ロ 非接触式(点合焦法)によるもの

(イ)・(ロ) 略

ハ 非接触式(X線CT)によるもの

(イ) 一試料につき形状の数が一まで

一万八千九百円

(ロ) 一試料につき形状の数が一を超える

場合は、その超える形状の数ごとに

三千百九十円

(4)・(5) 略

10 〃 〃 〃 〃 〃 略

二 〃 〃 〃 〃 〃 略

八 分析手数料

1 〃 〃 〃 〃 〃 略

16 食品等の分析

(1)・(2) 略

(3) 機器分析

イ ガスクロマトグラフによる分析

一万三千三百円

ロ 液体クロマトグラフによる分析

(イ) 高速液体クロマトグラフによるもの

一万三千八百円

(ロ) ペプチド分析システムによるもの

一万三千三百円

ハ 有機酸分析システムによるもの

一万三千八百円

ハ 略

二・ホ 略

ヘ 窒素・タンパク質測定装置による分析

七千四百四十円

17 (4) 略

九 略

栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表、栃木県産業技術センター
繊維物技術支援センター手数料細目表 略

栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表

一 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験手数料

1 略

2 曲げ試験(一種類につき五個を一件とする。)

三千六百九十円

3・4 略

二 略

9 精密測定

(1)・(2) 略

(3) 形状測定

イ 略

ロ 非接触式(点合焦法)によるもの

(イ)・(ロ) 略

ハ 非接触式(X線CT)によるもの

(イ) 一試料につき形状の数が一まで

一万八千九百円

(ロ) 一試料につき形状の数が一を超える

場合は、その超える形状の数ごとに

三千百九十円

(4)・(5) 略

10 〃 〃 〃 〃 〃 略

二 〃 〃 〃 〃 〃 略

八 分析手数料

1 〃 〃 〃 〃 〃 略

16 食品等の分析

(1)・(2) 略

(3) 機器分析

イ ガスクロマトグラフによる分析

六千八百五十円

ロ 液体クロマトグラフによる分析

六千五百十円

(イ) 高速液体クロマトグラフによるもの

六千五百十円

(ロ) ペプチド分析システムによるもの

六千五百十円

ハ 有機酸分析システムによるもの

六千五百十円

ハ 略

ニ カルボン酸分析計による分析

一万三千八百円

ホ・ヘ 略

17 (4) 略

九 略

栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表、栃木県産業技術センター
繊維物技術支援センター手数料細目表 略

栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表

一 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験手数料

1 略

2 曲げ試験(一種類につき五個を一件とする。)

五百十円

3・4 略

二 略

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日前に依頼がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。
(工業振興課)
-